

地区除外申請される方へ

日野川流域土地改良区

農地転用（地区除外）及び権利義務の決済について

農業委員会へ提出される農地法第4条、第5条の転用申請及び届出につきまして、当該土地が当土地改良区の地区内である場合は、土地改良法第42条に基づく権利義務の決済が必要ですので、下記の書類に必要事項記入の上、日野川流域土地改良区財務係へ提出してください。

記

【必要書類】

農地転用第4条の規定に基づく申請

1. 農地転用等の通知書（様式第1号）
2. 地区除外申請書（様式第3号）
3. 協議書

農地転用第5条の規定に基づく申請

1. 農地転用等の通知書（様式第1号）
2. 地区除外申請書（様式第3号）
3. 農地転用に伴う協定書

（添付書類）

- ・ 位置図
- ・ ※土地登記事項要約書（コピー可）若しくは土地登記事項証明書（コピー可）

（次の書類で事務局が必要と判断する場合は、添付をお願いします）

- ・ ※法務局備付の公図（コピー可）
- ・ ※地積測量図（コピー可）

※印の書類については、令和7年4月1日から申請書類の添付書類として追加させていただきます。

【地区除外決済金】

令和7年度単価 1㎡当たり 田 126.27円 畑かん 67.36円

地区除外決済金＝地区除外面積×決済金単価（10円未満切り捨て）

手数料 1件につき 500円（再交付含む）

当該土地に対する未納賦課金がある場合は、併せて納入してください。

【その他】

農地転用をする場合は、農業振興地域整備計画（軽微）変更又は農用地区域の変更（白地）手続きを完了してから申請してください。

ただし、「農業振興地域の整備に関する法律」では、土地改良事業の施行にかかる土地について、その土地改良事業の工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していないと農用地区域の変更はできないこととなっています。農業振興地域整備計画（軽微）変更又は農用地区域の変更（白地）については、当土地改良区が許可するものではありませんので、各市町担当課で確認してください。

【お問合せ】 蒲生郡竜王町大字山之上 5 7 7 5 日野川流域土地改良区財務係
Tel (0748) 57-1717